

随意契約及び比較見積省略理由書

大和川下流流域下水道 今池水みらいセンター 沈砂池流出ゲート補修工事

本工事は、今池水みらいセンターに設置されている流出ゲート設備において経年劣化により扉体が落下する不具合が発生しているため、早急に扉体と開閉装置を接続・復旧し、本来の機能を回復させるものである。

当該設備はいわゆる汎用設備ではなく、製作会社固有の技術に基づいて設計・製作されたものである。

従って本工事を実施するのは、設計、製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力及び補修工事に伴う部品の入手と熟練した技術者の確保が必要であるため、他者では実施できないものである。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該設備の設計・製作・据付を実施した丸誠重工業株式会社から補修業務を業務譲渡されたクボタ環境エンジニアリング株式会社以外になく、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、大阪府との契約窓口である同社大阪営業所より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、同者と随意契約を締結するものである。

また、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により、比較見積を省略することとする。